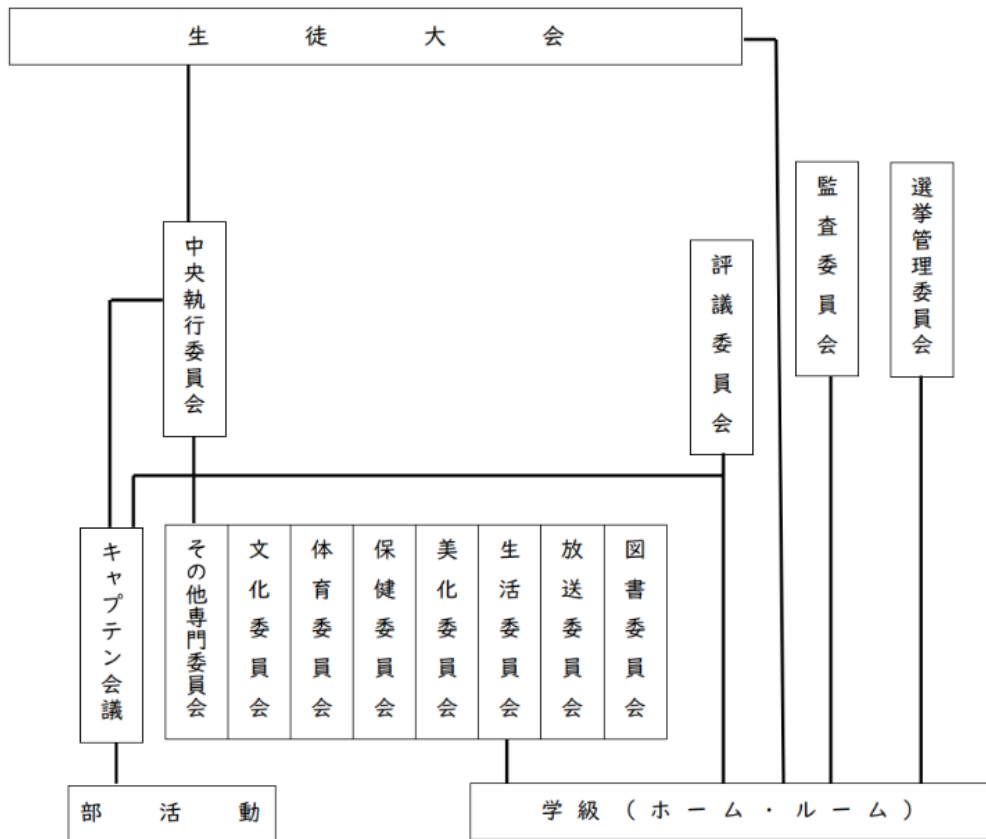


生徒会機構図



生徒会々則

我等は旺盛なる自治精神に基づき常に大和高田市立高田商業高等学校生徒としての義務と責任を自覚し生徒会の活動を通じて我等相互の親睦を厚くしつつ心身両面に亘る鍛練に励み社会の民主的な形成者としての教養と修練を積む為本生徒会を結成する。

ここに会則を定め全員の熱意と不断の努力によって我が校風を発揚すると共に広く社会に貢献せんことを誓うものである。

第1章 総 則

第1条 本会は大和高田市立高田商業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は前文の主旨に基づく生徒の自治活動を目的とする。

第3条 本会は大和高田市立高田商業高等学校生徒及び本会則に認める其の他の者をもって構成する。

第2章 役員及び委員

第4条 本会は全生徒により選出せられる最高役員を下のように定める。

会 長	1名	書 記	1名
副会長	2名	会 計	1名

第 5 条 上の最高役員の任期は1年とし毎年11月に全会員の投票により会長選挙の最高得票者をもって会長とし、第2位・第3位の者を副会長とする。又、書記、会計選挙の得票数上位2名の話し合いをもって書記、会計とする。

第 6 条 各ホームルームより選出させられる委員を下のように定める。

ホームルーム代表	1名		
副ホームルーム代表	1名		
評議委員	2名	文化委員	2名
美化委員	2名	生活委員	2名
体育委員	2名	放送委員	1名
保健委員	2名	図書委員	2名

第 7 条 会長は中央執行委員会の承認を得て中央執行委員会専属機関として必要と認められた専門委員を任命する事ができる。

第 8 条 第6条に規定する各委員の任期は1年間として再任を妨げない。

第 9 条 第4条以下に規定する役員及び委員の内、専門委員を除きその兼任を認めない。

第3章 役員及び委員の任務

第10条 会長は生徒会を代表し会務を統轄する。

第11条 副会長は会長事故ある場合その職務を代行し主に生徒会執行部面の運営を司り中央執行委員会の議長となる。

第12条 書記は生徒会全般に亘る記録並びに掲示を行う。

第13条 会計は生徒会財政の管理運営を司り全会員に予算並びに決算の報告を行う。

第14条 評議委員は選出されたホームルームに限定されず全校生徒の意思を考慮し事故の良識をもって生徒会の健全なる発展を計る。

第15条 ホームルーム代表委員長はホームルーム議会の議長となると共に各ホームルーム代表者として各ホームルーム内の意見を生徒会執行部門とホームルームとの連絡を綿密にする。

第16条 保健委員は会員の健康管理に留意し会員の健康生活の保持増進をはかる為に活動をする。

第17条 美化委員は学校内外の美化に努力し校内の生活環境を一段と整備し且つ清潔ならしめる為活動する。

第18条 体育委員は体育行事の運営に努め会員の学校生活を明朗健全ならしめる為に活動する。

第19条 文化委員は文化的行事の運営に努め、会員の文化的教養を高める為に活動する。

第20条 生活委員は、会員が学校規則を守り校内生活を安全且つ楽しく過ごせるよう活動する。

第21条 図書委員は図書館における本の整理をはじめ、貸出、図書館だよりの発行等、会員の読書意欲推進の為に活動する。

第22条 放送委員は学校行事における放送活動や体育大会での実況アナウンス活動により運営が円滑に進むよう活動する。

第4章 就任、転任及び解散

第23条 役員及び委員の就任手続を下の如く定める。

1. 最高役員は辞任者を除く中央執行委員会総務部の了承を得て評議委員会に辞表を提出しその認可を要する。
2. 評議委員はその辞任者を除く評議委員会の了承を得て選出されたホームルームの認可を要する。
3. ホームルーム代表並びにホームルームより選出された美化委員・体育委員・保健委員の場合はその委員の属する委員会の了承を得てそれぞれ選出されたホームルーム及び会の認可を要する。
4. 会長が任命する委員の場合は会長の認可を要する。

第24条 評議委員会が最高役員各職務分担が不相当であると認めた場合出席委員の5分の4以上の賛意をもってその転任を命ずることができる。

但し会長の転任については学校長の認可を要する。

第25条 中央執行委員会の解散要求は発起人が全生徒の5分の1以上の賛成署名を得た不信任案にその理由を示し評議委員会に提出し全評議委員の3分の2以上の承認を得た後生徒全員の投票によりその賛否を問い3分の2以上の賛成があった場合執行委員会は解散しなければならない。

第5章 機 関

第1節 生徒大会

第26条 生徒大会は生徒会最高の議決機関であり全会員の総意を表すものである。

第27条 生徒大会は中央執行委員会又は評議委員会がその開催を決定した場合会長が召集する。

第28条 生徒大会は全会員の過半数の出席がなければ成立しない。

第29条 生徒大会は年度当初に開催することを原則とし、その他については協議し必要に応じて開催する。

第30条 生徒大会を開催する時は予め少なくとも5日以前に上程議案を生徒会顧問に示しその承認を得て学校長の認可を要する。

第31条 生徒大会の議長又は議長団は評議委員会の互選による。

第32条 生徒大会の開催は全会員に少なくとも3日以前に告示しなければならない。

第33条 下の事項に関しては生徒大会の決議を得なければならない。

1. 会則の作成及び改正
2. 中央執行委員会の解散
3. 第62条等に基づき全生徒より200円以上の金額を徴集する決議
4. 其他中央執行委員会又は評議委員会が必要と認めた事項

第2節 中央執行委員会

第34条 中央執行委員会は生徒会長、副会長、書記、会計、ホームルーム学年代表委員、各専門委員会委員長及び生徒会顧問をもって構成される。

第35条 中央執行委員会は前文に規定する本生徒会の主旨に基づきその目的達成の為の実際の活動の執行に当る事を目的とする。

第36条 中央執行委員会はその敏速且つ適切な運営を期する最高役員、学年代表委員及び生徒会顧問よりなる総務部を置く。

第37条 中央執行委員会の決議は文書をもって評議委員会に計る事を原則とする。

第38条 中央執行委員会の決定と評議委員会の意志が一致しない場合は中央執行委員会は再審議を行い尚且つその一致を見ない場合は生徒会顧問の決定に従う。

第3節 評議委員会

第39条 評議委員会は各ホームルームより選出された評議委員によって構成される。

第40条 評議委員会は生徒大会に次ぐ議決機関であり生徒会運営の慎重を期し中央執行委員会の生徒会運営について承認及び勧告を行うと共に最高役員の前を命ずる事ができる。

第41条 評議委員会は全評議委員の3分の2以上の出席をもって成立する。但し出席委員は全学年に亘る事を要する。

第42条 評議委員会は必要に応じて、招集され開かれる事を原則とする。

第43条 必要と認められた場合委員長は臨時に召集する事ができる。

第44条 第14条第23条第39条第66条に規定する委員会の任務の重要性に鑑み、委員の互選によって選出された本委員会の委員長は各ホームルーム単位の信任投票により過半数の信任を得なければならない。

第45条 評議委員会の決定と中央執行委員会の意志とが一致しない場合は評議委員会は再審議を行い尚且つその一致を見ない場合は生徒会顧問の決定に従う。

第4節 ホームルーム代表委員会

第46条 ホームルーム代表委員会は各ホームルームより選出された委員により構成され第15条に定める委員の任務を遂行する為各学年の委員の互選により学年代表委員を選出し中央執行委員会と各ホームルームとの意志の疎通を計る。

第47条 ホームルーム代表委員会は必要に応じて、招集され開かれる事を原則とする。

第48条 ホームルーム代表委員会は委員の互選によって選出された委員長又中央執行委員会総務部が召集する。

第49条 美化委員会は第17条に定める目的達成の為委員相互の連絡と中央執行委員会との連絡に当る。

第5節 ホームルーム議会

第50条 ホームルームのメンバーと担任教諭により構成される。

第51条 ホームルーム議会は中央執行委員会及びホームルーム代表委員会から付託された問題について討議し或はホームルームの意志をホームルーム代表委員会を通じて執行委員会に反映させる事を目的として、必要に応じて招集され開かれることを原則とする。

第6節 部

第52条 校内に於て部を結成する場合は中央執行委員会の推薦により評議委員会の承認を要する。

第53条 部は学校職員の顧問を必要とし主将及び部員名を毎学期執行委員会に提出しなければならない。

第54条 部の主将は部員の互選による。

第55条 各部の活動を活発にし、各部の団結と親睦を深めその活動を健全に発展せしめる為に文化及び体育2部門の主将会議を設ける。

第7節 会計監査委員

第56条 会計監査委員は委員長1名委員2名とし評議委員会の委嘱を受け会計監査を行う。但し前年度執行委員であったものは会計監査委員にはなれない。

第57条 会計監査委員は生徒会々計の財務を少なくとも必要に応じて監査しその結果を生徒大会又は評議委員会に報告しなければならない。

第8節 選挙管理委員会

第58条 生徒会最高役員選挙の際評議委員会において互選のされる委員長1名を含む5名の委員により構成される選挙管理委員会を設ける。

第59条 本委員会は同選挙に関する一切の事務を処理する。

第6章 選挙

第60条 生徒会最高役員選挙は特に下に定める手続を以て行われる。

- 1 選挙管理委員会は立候補届出期間及び立会 演説会並びに選挙施行の目的を公示する。
- 2 立候補希望者は立候補届出書を選挙管理委員会に提出する。
- 3 選挙管理委員会は立候補希望者の資格を審査し有資格と認めたものについて立候補する事を認める。
- 4 選挙管理委員会は承認した立候補者名を公示する。
- 5 投票は1人1票とし単記無記名制とする。
- 6 得票同数の場合は決選投票によって当選者を決める。
- 7 当選者の決定を見た場合は選挙管理委員会は之を公示する。
- 8 第25条により中央執行委員会総務部の解散をみた場合、選挙を15日以内に行わなければならない。

第7章 会計

第61条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第62条 本会の経費は生徒会々費及び其の他の収入を以て当てる。

第63条 中央執行委員会は各部の主将により提出された部予算要求書を資料として予算案を作成し評議委員会に送付する。

第64条 評議委員会は第14条の主旨に基づき慎重に審議した上之を決定する。

第65条 予算は定められた目的以外に使用する事は出来ない。

第66条 予備費の使用は中央執行委員会が決定する。

第67条 生徒会の財産管理の責任は中央執行委員会全員の連帯責任とする。

第68条 事柄により臨時会費を徴集することができる。

前項の場合中央執行委員会の決議及び評議委員会の承認を要する。

但し第35条の規定を尊重しなければならない。

第8章 最高決定権

第69条 生徒会顧問教諭は生徒会に関する一切の最高決定権は学校長が之を保留する。

第9章 顧問

第70条 生徒会顧問教諭は生徒会に関する一切の活動に参加し勧告及び助言を与えることができる。

第10章 会則

第71条 此の会則の改廃については評議委員会の3分の2以上の発議により中央執行委員会は生徒大会を召集し
全会員の3分の2以上の賛成を要する。

第72条 此の会則は昭和42年4月1日より施行する。

令和8年4月 一部改正

生徒会々則施行規則抜萃

第4条 会則9条の規定あるも2, 3学期に於いては各ホームルーム内にて1学期就任した委員についてその信任を挙手で問う事によって改善に換え得るものとする。

第5条 旧最高役員は, 中央執行委員会にオブザーバーとして陪席する事ができる。

第7条 最高学年の学年代表委員は会則第44条におけるホームルーム代表委員会の委員長を兼ねる事が望ましいものとする。

第13条 予算の決定に際しては下の要領に従う。

- 1 (略)
- 2 中央執行委員会の予算案作成に際しては審議される部に所属している役員及び委員は退席するものとする。
- 3 評議委員会の予算審議においては審議される部に所属している委員は発言権及び議決権を放棄するものとする。

人権・解放研サークル

本校の人権・解放研サークルの位置づけは, 教育活動の教科活動, 並びに教科外活動など全領域の中に位置づける生徒の自主的な活動である。人権とは何かを考え, 人権意識を高め, 生徒の豊かな心を培うための活動である。